

入札公告 兼 入札説明書

次のとおり「令和7年度 道路災害防除工事」の工事について条件付き一般競争入札を行います。

なお、本件は、「週休2日制確保モデル工事」の対象案件です。入札にあたっては、神奈川県「週休2日制確保モデル工事実施要領（土木工事）」を準用しますので必ずご確認ください。

また発注方法（受注者希望型・発注者指定型）については、特記仕様書をご確認ください。

2025年 7月1日

神奈川県道路公社
理事長 佐川 範久

1 競争入札参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、入札参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

（(1)イの内訳書は、落札候補者審査時に満たしていること。）

(1) 各工事に共通する事項

ア 神奈川県競争入札参加資格者名簿（当該工事に係る業種）に登載されている者であること。

イ 内訳書（入札金額を積算したもの）を提出できる者であること。

ウ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

エ 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更正（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

カ 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更正（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

キ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

ク 事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

ケ 社会保険等に参加している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。詳細は、「発注概要書」をご確認ください。

コ 退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査対象である者に限る。）又は、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結している者

サ 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

シ 神奈川県道路公社の契約に関して違反をし、指名停止中の者でないこと。

(2) 工事業務別事項

「発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争入札参加資格確認申請

入札参加希望者は、「発注概要書」に記載した期限までに、別紙「競争入札参加資格確認申請書」を入札担当部署まで持参により提出してください。

3 競争入札参加資格確認通知

通知書により参加資格の有無を「発注概要書」に記載した日付までに、発送します。

ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので、ご注意ください。

4 資格がないとされた者の説明要求

通知書により資格なしの旨の通知を受けたものは、通知書に記載された日まで（土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間（8月11日から8月16日まで）・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）に、説明を求める旨を記載した書面（様式自由）を入札担当部署に持参することにより説明を求めることができます。

5 入札方法等

(1) 郵便入札（簡易書留郵便又はレターパックプラス）により実施します。

(2) 入札書（指定様式）記入に関する留意事項

ア 入札書に記載する際は、黒のボールペンを使用し、楷書で記入したもののほか、印刷出力したものを提出してください。なお、鉛筆、シャープペンシル及び消せるボールペンによる記入は無効とします。

入札者名及び住所は、ゴム印でもかまいません。

イ 入札者は、代表者となります。代表者以外の入札は無効です。ただし、神奈川県競争入札参加資格者名簿に受任者が登録されている場合、受任者でもかまいません。

ウ 入札書中の日付は、「開札日」を記入してください。

エ 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とします。）

オ 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に¥を記入してください。

カ 金額を訂正又は抹消したものは無効となります。

キ 委託業務名等の誤字・脱字による意思表示が不明瞭な入札は無効となります。

ク 入札書の担当者欄には、落札者となった場合に速やかに連絡がつく担当者及び連絡先の電話番号を記入してください。

(3) 入札書等の郵送方法

ア 「簡易書留郵便又はレターパックプラス」により、案件毎、入札期間内に到達するよう提出先住所へ郵送してください。

イ アに示した以外の方法（普通郵便、宅配便、持参による提出及びFAXによる送信等）で提出された入札書、また入札期日を過ぎた入札書等は受理しません。

ウ 郵送の費用は、入札参加者の負担となります。

エ 複数の入札に応札する場合においても、入札書等は 1 件ごとに郵送願います。

オ 入札書の郵送にあたっては、次により「二重封筒」としてください。

なお、この「二重封筒」とは、封筒そのものが二重になっている既成封筒のことではなく、次のとおり 2 種類に分けた封筒をいいます。

(ア) 内封筒 長形 3 号の封筒

a 内封筒には入札書を入れ、しっかり糊付けし封印してください。封印する印鑑は、入札書と同じ代表者印を使用してください。

なお、セロテープの使用は不可とします。

b 内封筒の表には、①工事名（または委託業務名） ②入札者名を記入し、余白に「入札書在中」と記載してください。

(イ) 外封筒 (ア)が封入可能な封筒またはレターパックプラス

a 外封筒には、(ア)内封筒を入れ、しっかり糊付けし、当公社あて郵送してください。外封筒の表に「入札書在中」と記入し、裏に①工事名（または委託業務名） ②開札日 ③差出人住所 ④社名を記入してください。（レターパックプラスの表面に差出人の記載がある場合は、裏への③差出人住所 ④社名の記入は不要です。）

なお、セロテープ等による封かんは不可ですが、封印の必要はありません。

(ウ) 内封筒、外封筒ともに社名の入った既製の封筒を利用してもかまいません。

なお、既製の封筒を使用する場合においても、工事名等記載事項は忘れずにご記入ください。

(4) 入札を辞退する際は、入札辞退書を開札日前日 17 時までに到達するよう持参又は郵送（普通郵便）により提出してください。

6 入札書等郵送宛先

〒231-0023 横浜市中区山下町 1 番地 シルクセンター423 号室
神奈川県道路公社 経営管理課

7 入札書の提出期日

発注概要書に記載された期間内に到達するよう手続してください。指定した入札期間以外に到達した入札書は無効とします。

8 入札書等の到達確認

入札書の到達確認の問い合わせには一切応じませんので、配達状況は入札参加者ご自身でご確認ください。

9 入札書等の取扱い

受理した入札書等は、開札前・開札後とも返却しません。

なお、入札参加者による談合等の情報があつた場合又はこれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会等に提出する場合があります。

10 開札等について

- (1) 入札書の開札は、発注概要書に記載した開札日に、公社職員 2 名が実施します。
- (2) 入札参加者による開札の立会いは行いません。
- (3) 入札回数は原則として 1 回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）で有効な入札をした者がいないときには、2 回目の入札を実施します。

なお、1 回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は 1 回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

- (4) 2 回目の入札に参加資格を有する者には、公社職員から 2 回目の入札を実施する旨を電話連絡等により入札書に記載の担当者あてに通知します。
- (5) 2 回目の入札は原則として、2 回目の入札の実施を通知した日の翌日から土日祝を除く平日の 3 日目を入札書の提出期限とし、その翌日（土日祝の場合は、これらを除く平日）に開札します。

《例 1》 木曜日に 1 回目入札を開札した場合

木曜日 (1 回目の開札日)	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
1 回目の開札後、落札者がいないため、2 回目の入札を通知	1 日目	—	—	2 日目	3 日目 (2 回目の入札書の提出期限)	2 回目の開札日

《例 2》 木曜日に 1 回目入札を開札した場合(月曜日が祝日の場合)

木曜日 (1 回目の開札日)	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日 (祝日)	火曜日	水曜日	木曜日
1 回目の開札後、落札者がいないため、2 回目の入札を通知	1 日目	—	—	—	2 日目	3 日目 (2 回目の入札書の提出期限)	2 回目の開札日

- (6) 2 回目の開札の結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内で有効な入札をした者がいない場合は、入札は不調とします。また、2 回目の入札において応札者がいない場合も不調とします。
- (7) 入札参加者が 1 者の場合においても、入札は有効とします。

11 落札候補者及び落札者の決定

- (1) 本件入札の最低制限価格は予定価格の 100 分の 85 です。最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。
- (2) 落札候補者に対し電話連絡の上、入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できたのち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。落札者に対しては、電話にて落札決定した旨を連絡します。
- (3) 審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと確認できたときには、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした

場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上の場合は、くじにより落札者を決定します。くじ引きは、これまでの集合型のくじ引きに替えて、WEB ソフトを利用しますので、来社の必要はありません。

なお、電子くじの詳細については、別途担当者から連絡します。

また、くじ引きを辞退することは出来ず、仮にくじを引かない場合には、当該入札に関係のない公社職員が代わりにくじを引きます。

12 疑義等申立期間

本件入札に入札書を提出した者で、入札執行手続き等に疑義がある場合には、開札日の翌日から起算して2日の間に（土日祝を除く、17時まで。ただし、12時から13時を除く。）、内訳書（コンサル業務については、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書）等の設計図書と比較ができる資料を持参のうえ、事務担当 経営管理課まで申し出てください。求めに応じ、設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。

13 落札候補者の提出審査書類

入札において落札候補者となった者は、疑義等申立期間後に書類提出の電話連絡を受けた日から起算して翌営業日の16時までに次の審査書類を入札担当部署あて持参してください。

- (1) 内訳書（入札金額を積算したもの）（再度入札の場合は、再度入札金額を積算したもの）
本工事内訳書、内訳書、下位内訳書
- (2) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者証明書（共に副本）の写し）
- (3) 配置予定技術者届（資格設定により専任または非専任）
- (4) 入札参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる書類
（例）監理技術者資格者証、健康保険被保険者証の写し
- (5) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合はその裏面）の写し
- (6) 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）
- (7) 同種工事实績届及び「発注概要書」に資格要件とされた内容及び完成を確認できる書類
（例）CORINSの竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施主の施工証明書（任意様式）等の写し
- (8) 直近の事業税並びに消費税及び地方消費税を納付していることを確認できる書類
（3ヶ月以内に発行された納税証明書（写し可）。）
- (9) その他「発注概要書」等により指示のあった書類

14 入札の無効 次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

- (1) 入札参加の資格がない者がした入札
- (2) 記名押印のない入札又は入札事項を表示しない入札
- (3) 誤字、脱字等により、意思表示が不明確な入札

- (4) 同一事項に対し、2 通以上した入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- (7) 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者がした入札

15 入札結果の公表について

落札者を決定した場合、入札結果を公社ホームページにて掲載します。

16 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限り
ます。
- (2) 入札保証金は免除します。
- (3) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上を契約締結と同時に納付
するものとします。ただし、金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関
する法律第 3 条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保
証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証
証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納
付を免除するものとします。
- (4) 一度提出した入札書は、書替、引換又は取り消しをすることができません。
- (5) 落札者が契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく入札参
加資格の制限を受けた場合又は神奈川県指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止
措置を受けた場合には、契約を締結しません。
- (6) 入札に要する費用
入札参加者が本件入札に関して要する費用については、入札参加者の負担とします。
- (7) 契約書の作成
契約の締結にあたっては、契約書の作成を要します。なお、契約締結に要する費用は
落札者の負担とします。
- (8) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争入札参加資格のうち、一つでも満たさな
くなった場合は契約を締結しません。
- (9) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (10) 13(1)に基づく内訳書を提出しないものが行った入札は失格とします。
- (11) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札
参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあ
ります。
- (12) 開札した後であっても、契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り
又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公平性が損なわれていることが判明
した場合には、入札を無効とすることがあります。

以上

発注概要書

工事名	令和 7 年度 道路災害防除工事
工事場所	国道 135 号（真鶴道路） 足柄下郡湯河原町福浦から真鶴町岩地内
工事概要	真鶴道路（真鶴トンネル、新島トンネル）の老朽化に伴う補強対策工事 1. 真鶴トンネル L=1,565m ひび割れ注入工(低圧注入 エポキシ樹脂) N=1 トンネル(L=4.6m) はつり落とし工（劣化防止コーティング工） A=0.25 m² ガラス繊維シート当て板工 A=42.5 m² FRP ネット工 A=18.2 m² 導水樋工（サイド） L=99.0m 2. 新島トンネル L=560m ひび割れ注入工(低圧注入 エポキシ樹脂) N=1 トンネル(L=10.7m) ガラス繊維シート当て板工 A=66.7 m²
工種	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による「とび・土工・コンクリート工事」にかかる建設業の許可を受けていること。
完成期限	令和 8 年 1 月 23 日まで
最低制限価格	予定価格の 100 分の 85
〔競争参加資格〕 以下①～⑧	
①企業形態	単体企業
②登録業種	〔工事〕 050 とび・土工・コンクリート工事
③県知事総合 得点及び所 在地	総合得点が 1,100 点以上 所在地：本店又は受任者を置く支店（営業所）が神奈川県内にあること。
④配置技術者	・配置予定技術者は、建設業法に規定された資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として配置すること。 なお、配置予定技術者は、上記「工種」において、主任技術者または監理技術者として従事した経験を有すること。 ・配置予定技術者は、入札参加申込書の提出期限日の 3 ヶ月前から直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 なお、請負金額（税込み）が 4,500 万円以上の場合は、配置する技術者が専任であること。また、専任を要する場合は、 ①営業所の専任技術者でないこと。 ②開札予定日に他の工事に従事していないこと。（工場製作期間がある工事を除く。） ・監理技術者を配置する場合は、上記「工種」に係る監理技術者資格者証を

	有すること。また、監理技術者講習修了証の交付若しくは監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があること。 ※他の入札案件を落札したこと等により予定の技術者を配置できなくなった場合は、落札候補者として審査書類を提出するまでに連絡すること。 ※落札決定後、CORINS 等により配置技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがあります。
⑤同種工事の実績	2015（平成 27）年 4 月 1 日以降に完成・引渡しが完了した「トンネル覆工面のはく落防止対策工事と漏水対策工事（別工事でも可）」を含む工事の元請として、国、特殊法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に定める法人）、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市に限る。）又は地方道路公社が発注した公共工事の施工実績を有すること。
⑥完成工事高	－
⑦労働福祉	退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査の対象であるものに限る。）又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。
⑧社会保険等	社会保険等に参加している者であること。（健康保険法（対象 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務がない者を除く。）
競争入札参加資格確認申請期限と回答日	申請期限：2025 年 7 月 7 日（月）（9 時から 16 時の間、ただし 12 時から 13 時までの間を除く）までに入札担当部署（管理事業部経営管理課）まで持参により提出してください。 回答発送期限：通知書により、2025 年 7 月 10 日（木）までに参加資格の有無の回答を発送します。 ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定します。
設計図書の取得方法等	2025 年 7 月 7 日（月）16 時まで（必着）で、必要事項（入札工事名、会社名、連絡先（電話）、担当者名、メールアドレス）を記載の上、以下アドレスにメールを送信してください。 メール着信確認後、資料または資料のダウンロード方法について返信します。 メールアドレス：keieikanri@kdt-kousha.or.jp なお、閲覧は競争入札参加資格確認申請期限日まで入札担当部署で行います。ただし、複写、貸出は行いません。 ※ 設計図書の依頼（メール）は、競争入札参加資格申請提出前でも受け付けます。
設計図書に関する質問及び	質問期限：2025 年 7 月 14 日（月）17 時まで以下アドレスに質問書を添付してメールを送信してください。

回答	※ 設計図書と併せて送付する参考様式「質問書」を使用してください。 ※ メールの件名には、本件工事名を記載してください。 ※ 質問文面には社名を記さないでください。 メールアドレス: keieikanri@kdt-kousha.or.jp 回答期限: 質問が寄せられた場合には取りまとめ、その回答を 2025 年 7 月 17 日 (木) までに当公社ホームページに掲載します。 質問をしなかった場合でも、必ず確認をしてください。
入札期間及び 開札日時 (郵便 入札)	1. 入札期間 2025 年 7 月 30 日 (水) 17 時必着 2. 開札日時 2025 年 7 月 31 日 (木)
疑義等申立期 間	この入札に入札書を提出した者で、入札執行手続き等に疑義がある場合には、開札日の翌日から起算して 2 日の間に (土日祝を除く、17 時まで。ただし、12 時から 13 時を除く。)、内訳書 (土木工事については、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書) 等の設計図書と比較ができる資料を持参のうえ、「入札担当部署」まで申し出てください。 求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。 ただし、入札が不調となった場合は、疑義等申立制度の対象としません。
支払条件	(1) 前金払 保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の 100 分の 40 以内の前金払を行います。 保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の 100 分の 20 以内の中間前金払を行います。 (2) 部分払 出来高に応じて支払います。部分払いの回数は 2 回以内とします。
その他	【週休 2 日制確保モデル工事の対象】 本件は、「週休 2 日制確保モデル工事」の対象案件です。入札に当たっては、神奈川県「週休 2 日制確保モデル工事実施要領 (土木工事)」を準用しますので必ずご確認ください。 【週休 2 日制確保モデル工事に関する問合せ先】 神奈川県道路公社 技術部技術課 [電話番号] 045-479-7755 (代表)
入札担当部署 (担当者)	神奈川県道路公社 管理事業部経営管理課 (担当 青井) [所在地] 〒231-0023 横浜市中区山下町 1 番地シルクセンター423 号 [電話番号] 045-479-7755 (代表) [FAX 番号] 045-212-5210

第1号様式

競争入札参加資格確認申請書

2025 年 7 月 日

神奈川県道路公社 理事長 佐川 範久 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

2025 年 7 月 1 日付けで公告の「令和 7 年度 道路災害防除工事」の入札に参加したいので、競争入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、入札公告の競争入札参加資格要件をすべて満たすことを誓約します。なお、誓約後に要件を満たさなくなった場合は、本件入札を辞退します。

この申請書の担当者名・連絡先

(ふりがな)	
担 当 者 名	
所 属 部 課	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

1 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、神奈川県県土整備局が発注する土木工事（港湾関係工事を除く。）の工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 発注方式（発注者指定型）

次のいずれかの方式とする。

(1) 現場閉所によるモデル工事

工事現場で現場閉所日を設ける「現場閉所」による通期の週休2日に取り組むことを、発注者が指定する方式をいう。

(2) 交替制によるモデル工事

工事現場で技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保する「交替制」による通期の週休2日に取り組むことを、発注者が指定する方式をいう。

3 対象工事

全ての工事をモデル工事の対象とし、原則現場閉所によるモデル工事とする。ただし、特に緊急を要する災害復旧工事等は、モデル工事の対象としない。

なお、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、交替制によるモデル工事とすることができる。また、現場閉所によるモデル工事として発注した場合において、受注者が交替制によるモデル工事を希望するときは、現場着手日より前に受発注者間で協議した場合に限り、交替制によるモデル工事に変更することができる。

4 現場閉所によるモデル工事

4-1 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休2日として扱わない。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

4-2 モデル工事の実施

(1) モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙1）を、翌月の5日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙1）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙2）を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事 この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、 週休2日の確保に取り組む工事です。 発注者：神奈川県〇〇事務所 受注者：〇〇建設(株)
--

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により通期の週休2日の経費補正を行う。

月単位の週休2日の現場閉所を達成した場合は、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、通期の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合には、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

完全週休2日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。

なお、通期の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」（別添）により減点する。

5 交替制によるモデル工事

5-1 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で休日率が4週8休以上となることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で休日率が4週8休以上となることをいう。

(3) 4週8休以上

対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(6) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(7) 休日率

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めることができる。

5-2 モデル工事の実施

(1) モデル工事实施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「休日確保実績報告書」（別紙3）を、翌月の5日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「休日確保実績報告書」（別紙3）及び対象期間全体の「休日確保履行報告書」（別紙4）を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事（交替制）

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、工事従事者毎に交替で週休2日の確保に取り組む工事です。

交替制のため、現場は休工（閉所）しない場合があります。

発注者：神奈川県〇〇事務所

受注者：〇〇建設㈱

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「補足事項」(別添)により通期の週休2日の経費補正を行う。

交替制による月単位の週休2日を達成した場合は、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、通期の週休2日が達成できなかった場合には、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

通期の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」(別添)により減点する。

6 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

7 その他

「現場閉所実績報告書」(別紙1)、「現場閉所履行報告書」(別紙2)、「休日確保実績報告書」(別紙3)、「休日確保履行報告書」(別紙4)及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、平成31年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、平成30年度ゼロ県債・ゼロ交付金工事におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

附則

この要領は、令和2年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和3年7月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

ただし、土木工事標準積算基準書(令和2年8月1日)を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、従前の「週休2日制確保モデル工事実施要領(土木工事)」によるため、市場単価は経費補正の対象としない。

附則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

- 1 この要領は、令和6年7月1日以降に公告するモデル工事に適用する。
- 2 土木工事標準積算基準書(令和5年7月1日)を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

週休２日制確保モデル工実施要領補足事項（土木工事）

１ 現場閉所によるモデル工事

(1) 経費補正の実施（要領４ ４-２（２）関係）

当初の設計金額において、下表の経費に通期の週休２日の係数を乗じた補正を行う。

月単位の週休２日を達成した場合は、月単位の週休２日の係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休２日 (全月現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.04	1.02	1.03	1.05
通期の週休２日 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.02	1.02	1.02	1.03

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

(2) 工事成績評定への反映（要領４ ４-２（３）関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休２日	１点

現場閉所実績	減点
明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－１点

２ 交替制によるモデル工事

(1) 経費補正の実施（要領５ ５-２（２）関係）

当初の設計金額において、下表の経費に通期の週休２日の係数を乗じた補正を行う。

月単位の週休２日を達成した場合は、月単位の週休２日の経費補正を行う。

休日確保実績	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休２日 (全月休日率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.04	—	—	1.03
通期の週休２日 (休日率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.02	—	—	1.01

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

(2) 工事成績評定への反映（要領 5 5-2（3）関係）

休日確保実績に応じて、工事成績評定で下表の減点を行う。

休日確保実績	減点
明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－ 1 点